

令和4年度

第6回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和4年9月5日(月) 午後1時30分～午後3時1分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画（9月30日公告）の決定について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 非農地証明申請について

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	植木 登夫	○		13	明賀 美伸	○	
2	原田 實夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	堀江 唯雄	○		15	柳生 卓三	○	
4	木村 英宗	○		16	高坂 勝博	○	
5	三吉 和宏	○		17	金本 篤子	○	
6	増谷 克則	○		18	前田 憲二	○	
7	入谷 弘之	○		19	道下 和子	○	
8	財間 敏行	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 讓	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	松島 寛治		○
係長	中村 征巳	○		主任	小田 正儀		○
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主事	辻田 成美	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任主事	藤原 直人	○	
出張所長	森田 一徳		○	(比和出張所)			
主任	細川 美加	○		出張所長	坂口 登		○
				主任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	佐々木 敏也		○	出張所長	亀山 慎也		○
主任	仲田 順一	○		主任	光永 稔彦	○	

<p>事務局長</p>	<p>ただ今より、令和4年度第6回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分)</p> <p>本日は欠席の届け出はございません。</p> <p>それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長を務めていただきます。</p> <p>(挨拶)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、会議を開会させていただきます。</p> <p>ただ今の出席委員は24名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。20番島津委員さん、21番天根委員さん、よろしくお願いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>まず、事前送付の議案に訂正等がありますので、事務局から報告をお願いします。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>修正箇所が5点ありまして、</p> <p>1点目は議案第1号の受付番号28について、担当委員の掲載に誤りがありましたので訂正をしております。</p> <p>2点目は議案第1号の受付番号31の地番553番1について、現況地目が田になっておりましたが、畑の誤りでした。</p> <p>3点目は議案第3号の受付番号4について、字欄に誤りがありました。</p> <p>4点目は議案第4号受付番号9について、転用目的用途等に庭敷が掲載されておりましたので、追加掲載しております。</p> <p>5点目は議案第5号の受付番号23・24について、かい廃開始時期がはっきりしていたため「頃」を消しております。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について上程いたします。受付番号28から33の6件について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。何かございますか。</p>

議長	<p>受付番号 29、30 について、三吉委員さん補足をお願いできますか。</p> <p>現在は神石高原町でアルバイトしているとのことですが住所は大阪ですか？</p> <p>どのような状況なのでしょう。</p>
5 番三吉委員	<p>受付番号 29、30 については国籍の関係もあるので現地確認の時に併せて 3 条譲受人の申請住所地在耕作不能な遠距離の場合でも大丈夫なのか聞いたら、庄原へ定住で住所を設けるということがあるので、農業会議の方からも問題はないと聞いております。</p> <p>今現地の空き家も少し構われているようで定住されるのは確実だろうと、奥さんと子どもはそのまま大阪にいて、申請者と母がいらっしゃると聞いています。</p> <p>住所が別々で問題ないのかというのも事務局で確認してもらって法的にはクリアしていると確認しました。</p> <p>個人的な意見としては、遠隔地で申請が出された場合は許可条件の中に住所地を移したときに報告するというような条件を付けて許可書を発行したらどうかと事務局に検討してくださいということで話しております。</p>
議長	<p>そのことについて事務局どうでしょうか。</p>
事務局員 (本庁)	<p>住所要件を条件に付して許可書を発行しようと考えております。</p>
議長	<p>皆様の方から他にございませんか。</p>
4 番木村委員	<p>受付番号 29、30 の関係で、事由の中に「空き家バンクの物件に付随する農地、山林、雑種地、原野を譲り受ける」とあるが、これらは再度申請されるということではないのでしょうか。</p>
事務局員 (本庁)	<p>農地につきましては農地法の許可がいるということで譲り受けられる全てを今回申請されております。</p> <p>今回相談を受けた段階で現地在農地でないものが 3 筆ほどありました。こちらにつきましては、議案第 5 号非農地証明申請の受付番号 22 として申請いただいて、処理していただこうと考えております。</p>
議長	<p>議案では売買となっているが売買ということで合っていますか。</p>
事務局員 (本庁)	<p>事由では譲受という表現にしておりますが、一括で売買ということで聞いております。</p> <p>金額的には分けることは難しいかもしれませんが、売買だと聞いております。</p>

議長	皆様から他にございませんか。
9 番森兼委員	受付番号 33 について、親子の関係だが今までの管理はどのような状態だったのか、また今後の管理についてお聞きしたい。
事務局員 (高野出張所)	今まで近隣の農家に小作契約で田を管理していただいていた。この度生前贈与されたいという事情がありまして、引き続き作業委託もされながら今まで通り自分の管理できる範囲の草刈り、水の管理をされるということで受け付けました。
議長	他にございませんか。 (なしという声)
議長	それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。 「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、受付番号 28 から 33 の 6 件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。 (なしという声)
議長	それでは受付番号 28 から 33 の 6 件について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。
議長	続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画(9 月 30 日公告)の決定」について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和 4 年 8 月期の申し出分については、「令和 4 年 9 月 30 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。 今回は利用権設定(一般分)が合計 2 件 8,157 m ² となっております。 以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。
議長	以上で説明が終わりました。 皆様の方から何かご質疑・ご意見等ございますか。

議長	<p>(なしという声)</p> <p>それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。 「農用地利用集積計画の決定」について、提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」について上程いたします。 受付番号3から5の3件について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>受付番号3</p> <p>位置等：説明資料の3・4ページに記載 転用事由：牛舎、堆肥舎 資金計画：全額自己資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 (土砂の流出、崩壊については、牛舎堆肥舎部分は、コンクリートを張る 家畜の糞尿は、コンクリート敷きの堆肥舎にて、もみ殻やバークに吸着させ、堆肥として 処理する) 除外手続：農業用施設用地への区分変更済 その他：顛末書の添付あり(当初、転用許可不要な200㎡未満の農業用施設として、施工 されていたが、200㎡を超えることとなった)</p>
事務局員 (東城出張所)	<p>受付番号4</p> <p>位置等：説明資料の5・6ページに記載 転用事由：墓地 資金計画：全額自己資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み</p>
事務局員 (比和出張所)	<p>受付番号5</p> <p>位置等：説明資料の7・8ページに記載 転用事由：墓地 資金計画：全額自己資金 他法令：特になし</p>

議長	<p>周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み</p> <p>以上で説明が終わりました。 ここで皆様の方からご質疑等ございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移らせていただきます。 「農地法第4条の規定による許可申請」について、受付番号3から5の3件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>受付番号3から5の3件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手多数、許可されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について上程いたします。 受付番号6から14の9件について事務局からの説明をお願いいたします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>受付番号6 位置等：説明資料の3・9ページに記載 転用事由：一般住宅 資金計画：全額借入資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：非線引きの都市計画区域の用途地域のため区域外</p> <p>受付番号7 位置等：説明資料の3・10ページに記載 転用事由：一般住宅 資金計画：一部自己資金、一部借入資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：非線引きの都市計画区域の用途地域のため区域外</p>

<p>事務局員 (東城出張所)</p>	<p>受付番号 8 位置等：説明資料の 3・11 ページに記載 転用事由：庭敷、店舗への通路、屋外飲食スペース、駐車場 資金計画：全額借入資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：区域外</p> <p>受付番号 9 位置等：説明資料の 3・12 ページに記載 転用事由：農業用資材倉庫、庭敷 資金計画：一部自己資金、一部借入資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み</p> <p>受付番号 10 位置等：説明資料の 3・13 ページに記載 転用事由：墓地 資金計画：全額自己資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み</p> <p>受付番号 11 位置等：説明資料の 5・14 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：区域外</p> <p>受付番号 12 位置等：説明資料の 5・25 ページに記載 転用事由：資材置き場、建設機械置場 資金計画：全額自己資金</p>
-------------------------	--

<p>事務局員 (高野出張所)</p>	<p>他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み</p> <p>受付番号 13 位置等：説明資料の 26・27 ページに記載 転用事由：キャンプ場及び多目的広場 資金計画：全額自己資金</p> <p>他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み</p>
<p>事務局員 (比和出張所)</p>	<p>受付番号 14 位置等：説明資料の 7・29 ページに記載 転用事由：太陽光発電施設 資金計画：全額借入資金</p> <p>他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受け付けます。何かございますか。</p>
<p>4 番木村委員</p>	<p>受付番号 12 について、資料 25 ページの公図と下段の現況写真の形が違うように見えるが、どうなっているのか。</p>
<p>事務局員 (東城出張所)</p>	<p>この現況写真は公図で言いますと農地の右上から撮った写真になります。写真の左側に写っているのは市道です。</p>
<p>議長</p>	<p>他にございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>今回、太陽光が両方とも非 FIT 法ということで今後も増えていくと思います。 FIT 法に守られていないというのも気を付けていかないといけないと考えています。</p>

議長	<p>それでは、採決に移らせていただきます。</p> <p>「農地法第5条の規定による許可申請」について、受付番号6から14の9件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>受付番号6から14の9件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、許可されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第5号「非農地証明申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号22から25の4件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号22</p> <p>位置等：説明資料3・37ページに記載</p> <p>潰廃事由：所有している中で遠方にあること、農地面積が小さいこと、耕作や管理が大変であったことから、減反政策の際に休耕地とした。</p> <p>1562番については、昭和57年頃に申請地の西側に居住されている方から、車の出入りをする広い道がなかったので、その当時、父が、口約束で了解をし、一部道となっている。</p> <p>現地確認：現地は、木、笹、竹が繁茂した山林となっており、1562番については一部道、他は木、笹、竹が繁茂した山林であり、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>その他：顛末書の添付あり。</p>
事務局員 (西城出張所)	<p>受付番号23</p> <p>位置等：説明資料38・40ページに記載</p> <p>潰廃事由：昭和42年から農地法の手続きが行われなまま水力発電施設として利用され現在に至る。</p> <p>現地確認：現地は現況地目雑種地で水力発電所の建物が建っており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>受付番号24</p> <p>位置等：説明資料38・39ページに記載</p> <p>潰廃事由：昭和42年から農地法の手続きが行われなまま水力発電施設として利用され現在に至る。</p> <p>現地確認：現地は現況地目雑種地で水力発電で河川の水を引き込むための取水口となっ</p>

<p>事務局員 (総領出張所)</p>	<p>ており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>受付番号 25</p> <p>位置等：説明資料 41・42 ページに記載</p> <p>潰廃事由：昭和 47 年頃から耕作をしなくなり、現在は山林となっている。</p> <p>現地確認：現地は雑木や竹が繁茂しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで皆様よりご質疑・ご意見を受け付けます。何かございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「非農地証明申請」について受付番号 22 から 25 の 4 件を一括で採決をしたいと思えます。</p> <p>これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、受付番号 22 から 25 の 4 件について申請の通り証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、証明することに決定されました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。</p>
<p>島津委員</p>	<p>先月の営農型太陽光の許可申請について、その後の進捗状況と現状がどうなっているか説明していただきたいのでお願いします。</p>
<p>事務局員 (比和出張所)</p>	<p>当初出ておりました工事の工程表から若干遅れはしましたが、8月9日午前から業者が入りまして、一日半かけて工事を行いました。</p> <p>泥をパネルの下へ移動しまして水が溜まらないような状態にすることができました。</p> <p>営農者の方とも現地確認を行いこれでいいという了解を得ており、農業委員、推進委員、事務局でも再度現地確認をしております。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、会長報告です。</p>

議長	<p>・18日 常設審議会 について報告を行った。</p> <p>皆様の方から何かございますか。</p>
堀江委員	<p>恵みの大地 夏号 について報告を行った。</p>
青才委員	<p>女性農業者と農業委員の意見交換会 について報告を行った。</p>
議長	<p>引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(その他事項について資料にて説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4回役員会 ・庄原市農業施策に対する意見について ・今後の主な日程 <p>について報告を行った。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第6回農業委員会総会を閉会といたします。(午後3時1分)</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和4年9月5日

議 長
(道下 和子) _____

20 番委員
(島津 秀樹) _____

21 番委員
(天根 公昭) _____